

# 働きかけ（口利き）記録制度に関する全国調査について

全国市民オンブズマン連絡会議

## 1 「要求」を「記録」する意味

全国市民オンブズマン連絡会議では、2016年と2017年に「口利き」記録制度の調査を行った。この時期に、森友学園事件が焦点化して行政への不当な働きかけが大きな問題となっていた。その後、加計学園事件なども含めて、政治家や議員の行政への「口利き」や政治家への忖度が繰り返し問題となって日本の政治への信頼が大きく損なわれる事態となっている。

新型コロナ問題では、2021年5月に愛知県西尾市で、市との関係が大きいスギ薬局を展開する会社会長が新型コロナワクチンの接種の便宜を図るよう求め、担当の職員は断ったにもかかわらず、副市長からの圧力で予約枠が確保された事件が報道された。また、次のような地方議員による職員への「不適切な対応」も全国で相次いで報道されている。

《市職員41人、市議からの要望受け不適切な対応 姫路市アンケートで明らかに》

2021年3月17日(水) 神戸新聞NEXT

- ★ 市議による市職員への不当要求行為問題を受け、兵庫県姫路市が一般職の職員を対象に行ったアンケートで、13人が「(市議からの要望に)威圧を感じ、不適切と思う対応をした」と答えたことが17日、市会総務委員会で明らかになった。「業務や事業を進めるため」と答えた人も合わせると、不適切な対応をした経験があるのは延べ41人に上った。
- ◆ アンケートは昨年12月～今年1月、再任用などを除く職員らに実施し、2466人が回答した。市議から要望を受けた経験がある職員は671人(27%)で、うち約9割が「対応できる部分は応じ、できない部分は断った」と回答。延べ41人が何らかの不適切な対応をしたと答えた。議会対応に「精神的負担を感じている」とした職員が「強く」「相当」「少し」を合わせて約6割(1441人)。一方で約7割(1714人)が「市議との関係を損ねたくない」と答えた。ともに課長級以上の管理職では8割を超えた。
- ▼ 同市では、松岡広幸市議(54)が地元事業への要望を市職員に伝える際、机をたたいて威圧的な態度を示したなどとして、市が不当要求行為と認定。市会は調査特別委(百条委)を設け、2021年3月に松岡市議への辞職勧告決議案を可決したが、勧告に法的拘束力はなく、松岡市議は辞職を否定した。(田中宏樹)

このような事態を防ぐためには、実効性のある働きかけ（口利き）記録制度を拡充することが重要である。

## 2 調査方法

47都道府県、20政令市、62中核市ならびに愛知県（49市町村）と鳥取県（18市町村）（愛知県、鳥取県は政令市、中核市を除く）の全自治体を対象とし、2021年7月1日現在の制度について、アンケート送付を送付して調査した。（全国市民オンブズマン連絡会議事務局のミスにより、愛知県田原市、大口町、東栄町、鳥取県南部町の4自治体にアンケートを送付していませんでした。「不明」としてカウントしています。）

アンケートで明らかにしたい事項は、

- ①行政に対する働きかけを記録する制度を設けているか、制度を設けている場合には、②記録する働きかけを「不当、違法な働きかけ」に限定しているか、③制度に規定された記録事項の内容とこれらの情報についてどのように情報公開しているか、④記録件数、⑤その他として、各自治体の回答を集計した。

## 3 制度の制定状況

### ① 新たな記録制度を制定した自治体

条例、要綱等を問わず、前回の調査を行った2017年5月1日以降の4年間で新たな記録制度を設けた自治体は、わずか5自治体であった。

千葉県	再就職者からの入札・契約業務等に関する働きかけへの対応要領	2019年4月
沖縄県	一定の公職にある者からの働きかけに関する取扱要領	2021年6月
岐阜市	岐阜市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例	2017年7月
西宮市	西宮市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例	2018年10月
和歌山市	和歌山市不当要求行為等防止対策要綱	2021年4月

### ② 担当者も知らない記録制度

今回の調査で「制定済み」と回答した自治体のうち、前回の2017年の調査時に既に制定されていたが「制定されていない」と回答していた自治体。すなわち、「2017年以前に制定されていたが、当時の担当者が制定について知らなかった」のは、以下の自治体。

埼玉県	2001年	埼玉県文書管理規則
佐賀県	2008年	公共工事等の入札・契約業務に関する不当な情報提供要求等についての対応要領
札幌市	2016年	札幌市職員の退職管理に関する要綱
相模原市	2014年	公文書の作成に関する指針
静岡市	2003年	①静岡市職員への不当要求行為等の防止に関する要綱 (静岡市職員への不当要求行為等の防止のためのマニュアル)
	2012年	②官製談合防止のための手引
熊本市	2015年	熊本市不当要求行為等防止対策会議設置要綱

秋田市 2003年 秋田市不当要求行為等対策要綱  
 郡山市 2016年 郡山市職員の退職管理に関する公平委員会規則  
 下関市 2016年 下関市入札契約事務に関するコンプライアンス要綱

東大阪市は、2017年調査時に「要望等事務処理要領 2004年6月1日制定済み」と回答したが、今回の調査では「未制定」と回答した。

これらは、担当職員自身が制度について十分な理解がなかったことを意味する。一般職員より詳しいはずの調査回答の担当職員ですら制度についての知識を有していないとなると、一般職員が働きかけ記録制度の存在を知ることが期待するのは一層困難だ。しかし、本記録制度をはじめとするコンプライアンスを支える制度に本来の機能を発揮させるためには、その制度の存在を首長の責任で、組織全体に周知されることが必要なはずだ。したがって、現場の職員すら働きかけ記録制度を知らなかった、ということは、当の職員個人の問題ではなく、当該地方公共団体のコンプライアンスに対する首長の理解不足を示すに他ならない。

### ③ 記録制度について、

条例を制定しているのは、神奈川県、新潟県、新潟市、名古屋市、京都市、神戸市、旭川市、盛岡市、岐阜市、大津市、吹田市、高槻市、枚方市、寝屋川市、姫路市、明石市、西宮市、松江市、呉市、松山市、大分市、米子市の 2 県、4 政令市、15 中核市と1市であった。（下記の「その他」は、要綱、要領、指針など）

都道府県（47）	制度あり	条例 2、	その他 30、	制度なし 15
政令市（20）	制度あり	条例 4、	その他 15、	制度なし 1
中核市（62）	制度あり	条例 15、	その他 22、	制度なし 25
愛知県（49）	（政令市、中核市除く）			
不明 3、	制度あり	条例 0、	その他 16、	制度なし 30
鳥取県（18）	（中核市除く）			
不明 1、	制度あり	条例 1、	その他 4、	制度なし 12

## 4 記録の要件

### ① 違法・不当が要件か。

記録制度を設けている自治体に対して、不当または違法な働きかけであることを要件としているか、調査した。その結果は以下の通り。

都道府県、政令市、中核市とも、違法・不当な働きかけに限ると回答した自治体数と、全てを記載すると回答した自治体数は、ほぼ同数であった。

都道府県（記録制度ある自治体32） 違法・不当のみ 18 すべて 13、  
不明 1（高知県）

政令市（記録制度ある自治体19） 違法・不当のみ 9 すべて 10

中核市（記録制度ある自治体37） 違法・不当のみ 16 すべて 21、

愛知県（記録制度ある自治体16） 違法・不当のみ 12 すべて 3、  
不明 1（西尾市）

鳥取県（記録制度ある自治体5） 違法・不当のみ 1 すべて 4、

## ② 要件と記録件数

「違法・不当な働きかけ」要件の有無と記録件数については、傾向が顕著だ。違法、不当な働きかけのみを記録すると回答した都道府県は18県、政令市は9市、中核市が16市であった。また、今回特に調査した愛知県内の市町（政令市・中核市を除く）では、12市町、同様に調査した鳥取県内の市町（中核市を除く）では1市であった。これらの56自治体中、昨年2020年度の記録件数をみると、記録があるのは、仙台市の3件、前橋市の1件、豊田市の33件、吹田市の1件でしかなく、この4市以外の18県と34市町では0（ゼロ）であった。

一方、違法、不当を要件としない自治体では、自治体によって差はあるものの、働きかけが記録されている。都道府県では、千葉県 2件、東京都 8件、鳥取県 2件、となっている。政令市では相模原市 307件、名古屋市 283件、京都市 10,218件、大阪市 22,434件、神戸市 32042件（2019年度、20年度は未集計）、岡山市 41件、熊本市 1,312件、中核市では岐阜市 8,672件、大津市 2024件、高槻市 8,127件、姫路市 4,441件、明石市 333件、西宮市 約6,800件、奈良市 299件、長崎市 2,514件、愛知県内の市町（政令市と中核市を除く）では高浜市 32件、東浦町 138件、島根県湯梨浜町 93件となっている。

違法、不当な働きかけだけを記録すれば足りる、という発想では、働きかけを記録する自治体職員を萎縮させてしまい、働きかけが正確に記録されることは期待できない。また、この傾向は、私たちが初めて調査をした2016年からまったく変わっていない。違法、不当な働きかけだけを記録する、という制度を維持する地方公共団体の首長の姿勢には、違法、不当な働きかけから職務の適法性を守ろうとする意欲を感じることはできない。

### ③ 議員からの口利き・働きかけ記録件数

記録された働きかけ件数の内、2020年度に当該自治体議員からの口利き・働きかけ件数を回答したのは、鳥取県 1件、相模原市 264件、京都市 275件、大阪市 186件、岡山市 13件、熊本市 176件、岐阜市 617件、豊田市 9件、姫路市 393件、明石市 10件、奈良市 271件、長崎市 230件、愛知県東浦町 25件であった。また、当該自治体以外の議員からの口利き・働きかけ件数を回答したのは、鳥取県 1件、相模原市 29件、大阪市 30件、熊本市 13件、奈良市 28件であった。

自治体の議員の職務内容はほぼ全国共通だ。上記自治体の議員のみが口利き・働きかけしているとは考えにくい。しかも、議員や政治家の働きかけによって、行政の中立性に対する疑義が生じる事態は森友学園事件などのように全国各地で相次いでいる。働きかけの記録化と公開によって、市民の目で、政治家が関係した行政の腐敗を防止することこそ、市民が行政を信頼する特效薬なのだが、現状を見る限り、首長が市民よりも議員の方を向いて仕事をしていると思わざるを得ない。

### ④ 記録件数の意味するもの

記録数0（ゼロ）の意味については、不当、違法な働きかけがなかったのか、不当、違法な働きかけがあったが、働きかけを受けた職員の側で記載をしなかったのか、論理的には断定できない。しかし、働きかけを受けた当の自治体職員が受ける精神的な圧力を考慮した場合、不当、違法な働きかけと判断できるものであっても、あえてこれを記録しない、という事態が生じることは、容易に想定できる。一方、全てを記録している自治体中でも、記録件数には大きな相違がある。

32,042件（2019年度）の神戸市、10,218件の京都市、283件の名古屋市に共通するのは、条例に基づいて記録するという点だ。

中核市でも、8,672件の岐阜市、8,127件の高槻市、2,024件の大津市、4,441件の姫路市、333件の明石市、約6800件の西宮市は条例に基づく記録制度だ。要綱等に基づく大阪市の22,434件や熊本市の1,312件、長崎市の2,514件などの例外があるものの、要綱、要領などの内規に基づくよりも、条例に基づく記録制度の方が、より多くの件数が記録される傾向にある。

要綱、要領などの内規ではなく、議会での議論と議決を経て、記録が条例で義務付けられることで、働きかけを記録するに際して、職員にかかる精神的な圧力がなくなることが原因ではないだろうか。

## 5. 制定されている記録事項ならびに公開の有無

記録の内容について「働きかけの主体者の情報」「働きかけを受けた側の情報」「対応、措置等について」「その他」の4項目について、「記録があるか」、「情報公開されているか」、「公開はどのような制度にもとづいて公開するか」についての調査も行い、記録された内容をより簡単に市民が知るために、情報公開条例に基づく開示請求以外に、より

簡便な方法で開示する制度を設けているか否かを質問した。

これらの4項目のうち、「働きかけの主体者の情報について」の情報公開に関する回答は次のような公開度であった。

**都道府県**では、記録制度を設けている32自治体のうち、10自治体が情報公開条例以外の開示を行っている。しかし、5自治体は開示制度がないと回答した。

**政令市**では記録制度を設けている19自治体のうち、4自治体が情報公開条例以外の開示を行っている。しかし、6自治体は開示制度がない、1自治体は「公開するが、基準がない」と回答した。

**中核市**では記録制度を設けている37自治体のうち、6自治体が情報公開条例以外の開示を行っている。しかし、8自治体は開示制度がない、4自治体は、「公開するが、基準がない」と回答した。

**愛知県**では記録制度を設けている（内容不明の1自治体を除く）14自治体のうち、1自治体が情報公開条例以外の開示を行っている。しかし、5自治体は開示制度がないと回答した。

**鳥取県**では記録制度を設けている5自治体のうち、情報公開条例以外の開示を行っている自治体はなし。2自治体は開示制度がないと回答した。

記録制度があるにもかかわらず、「開示しない」「開示するが規定がない」という形で情報公開がなされないことは、実効性のある制度と言えないのではないかと。少なくとも、岐阜市のように報告件数だけでも、ホームページに掲載するなどの制度を周知させる取り組みが必要ではないだろうか。

「岐阜市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例の取組状況」

[https://www.city.gifu.lg.jp/secure/35216/R2unnyoujyoukyou\\_s.pdf](https://www.city.gifu.lg.jp/secure/35216/R2unnyoujyoukyou_s.pdf)

まとめにかえて

## 実効性のある働きかけ（口利き）記録制度・条例の制定を

約9年続いた安倍氏と菅氏による内閣が終わろうとしている。この9年間は、官僚による政治家への忖度と政治家に近い「特定」民間人への特別扱い疑惑のオンパレードであった。こうした長期間に亘った、個人的関係に配慮した意思決定の方法が、総理大臣の交代で改善することは、到底期待できない。

そもそも、行政による意思決定の正当性を支えるものは、判断の根拠となった事実である。その事実の存否を市民が検証する、というプロセスこそ、民主主義のプロセスそのものであり、コネと忖度による意思決定から離脱するために最も重要であることを、ここで改めて確認したい。ところが、2017年の調査以降この4年の間に、都道府県と中核市以上の都市を含めて、新たに記録制度を制定したのは、わずか5つの自治体だけであった。この事実は、意思決定の公平さの根拠を開示することで、市民の信頼獲得を目指そうとす

る首長の意欲が相変わらず低いことを示すとともに、コネと忖度による意思決定が行われるおそれから、自治体も抜け切れていないことを意味するのではないだろうか。

自治体における公平で開かれた意思決定を実現し、政治不信を払拭するために、実効性のある、情報公開を保証した働きかけ（口利き）記録制度・条例を早急に制定するよう、改めて強く求めたい。（了）

## 働きかけ記録制度 アンケート結果表の凡例

「働きかけの主体者について」「働きかけを受けた側について」「対応、措置等について」「その他」の情報公開についての回答についての略記は以下の通り、

「×」 は、 「公開なし」

「条例」 は、 「情報公開条例に基づく公開」、

「○」 は、 「定期的または随時公表」

「△」 は、 「その他（ホームページ掲載など）」

「無」 は、 「公開あり、特に規定なし」









	条例 ○、 要綱 △、 未制 定×	制度の名称	「不当・違法のみ記 載」△、「す べて 記載」○		働きかけ の主体者 について		働きかけ を受けた 側について		対応、措 置等につ いて		その他		備考 欄(詳 細別 紙)	A. 貴自治体職員に対して行われた要望等に関する記 録の件数											
			施行年月		記 録	情 報 公 開	記 録	情 報 公 開	記 録	情 報 公 開	記 録	情 報 公 開		2020年度		2019年度		2018年度							
			年	月	○	○	○	○	○	○	○	○		○	A	B	C	A	B	C	A	B	C		
岡山市	△	岡山市職員に対する職務に関する要望等の 取扱いに関する規程	2009年8月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	41	13	0	33	7	0	47	18	0			
広島市	△	職務に関する要望等についての事務処理要 綱	2004年4月	○	○	×	○	○	○	○	×	×	※16	1,312	176	13	1,486	-	-	709	-	-			
北九州市	△	北九州市職員の公正な職務の執行の確保 に関する要綱	2007年3月	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
福岡市	△	職員への不当な働きかけに対する組織的対 応に関する規定	2019年4月 ※全部改正	△	○	○	○	○	○	○	○	×	※17	0			0			0					
熊本市	△	熊本市不当要求行為等防止対策会議設置 要綱	2015年7月	○	○	○	○	○	○	○	○	×	※18	1,312	176	13	1,486	-	-	709	-	-			
中核市																									
函館市	△	議員等との打合せにおける記録についての 取扱要綱	2008年4月	○	○	○	○	○	○	○	○	×		0			0			0					
旭川市	○	旭川市政における公正な職務の執行の確 保等に関する条例	2008年4月	△	○	○	○	○	○	○	○			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
青森市	×																								
八戸市	×																								
盛岡市	○	盛岡市政における公正な職務の執行の 確保に関する条例	2010年1月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0											
秋田市	△	秋田市不当要求行為等対策要綱	2003年12月	△	○	○	○	○	○	○	○	○		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
山形市	×																								
福島市	×																								
郡山市	△	郡山市職員の退職管理に関する公平委員 会規則	2016年4月	○	○	○	○	○	○	○	○	×		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
いわき市	△	いわき市職員に対する働きかけ及び不当要 求行為等への対応に関する要綱	2008年4月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
水戸市	×																								
宇都宮市	×																								
前橋市	△	前橋市不当要求行為等対策要綱	2005年2月	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高崎市	×																								
川崎市	△	川崎市職員に対する働きかけに関する取扱 要綱	2003年10月	○	○	○	○	○	○	○	○	×		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
川口市	×																								
越谷市	△	越谷市不当要求行為等対策要綱	2005年1月	△	○	○	○	○	○	○	○	○	※19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
船橋市	×																								
柏市	×																								





	条例 ○、 要綱 △、 未制 定×	制度の名称	「不当・違法のみ記 載」△、「す べて 記載」○		働きかけ の主体者 について		働きかけ を受けた 側について		対応、措 置等につ いて		その他		A. 貴自治体職員に対して行われた要望等に関する記 録の件数 B. 貴自治体議員による件数 C. 国会議員・他の自治体の議員等による件数															
			施行年月	○	情報公開 記録	情報公開 記録	情報公開 記録	情報公開 記録	情報公開 記録	情報公開 記録	情報公開 記録	2020年度			2019年度			2018年度										
												A	B	C	A	B	C	A	B	C								
津島市	△	津島市職員に対する働きかけに関する対応要綱	2008年9月	△	○	○	○	○	○	○	○	○	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
碧南市	×																											
刈谷市	×																											
安城市	×																											
西尾市	△	ハードクレーム対応マニュアル																										
蒲郡市	×																											
犬山市	×																											
常滑市	×																											
江南市	×																											
小牧市	×																											
稲沢市	△	稲沢市職員の職務に関する提言等の取扱要綱	2012年6月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新城市	×																											
東海市	△	東海市不当要求行為等対策実施要綱	2004年12月	△	○	○	○	○	○	○	○	○	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大府市	△	大府市不当要求行為等の防止に関する要綱	2003年9月	△	○	○	○	○	○	○	○	○	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
知多市	△	知多市不当要求行為等対策要綱	2003年12月	△	○	○	○	○	○	○	○	○	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
知立市	△	知立市不当要求行為等対策要綱	2011年4月	△	○	○	○	○	○	○	○	○	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
尾張旭市	△	尾張旭市不当要求行為等対策要綱	2004年7月	△	○	○	○	○	○	○	○	○	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高浜市	△	高浜市市民意見箱に関する実施要綱	2012年4月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	32	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岩倉市	×																											
豊明市	△	豊明市不当要求行為等対策要綱	2003年11月	△	○	○	○	○	○	○	○	○	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日進市	△	日進市不当要求行為等対策要綱	2004年6月	△	○	○	○	○	○	○	○	○	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
田原市	不明																											
愛西市	△	愛西市職員に対する不当な働きかけに関する要綱	2020年4月	△	○	○	○	○	○	○	○	○	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
清須市	×																											
北名古屋	×																											
弥富市	△	弥富市不当要求行為等対策要綱		△	○	○	○	○	○	○	○	○	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
みよし市	×																											
あま市	×																											
長久手市	×																											
東郷町	×																											
豊山町	×																											
大口町	不明																											
扶桑町	×																											
大治町	×																											



備考欄		
※1	北海道	現行の文書管理規程等の適切な運用により対処
※2	青森県	働きかけ記録制度はないが、暴力、脅迫により要求の実現を図る行為などの不当要求行為等への対処を目的とした「不当要求行為等対策要綱」を定めている。
※3	秋田県	(3) アイウエ→【情報公開条例に基づき、行政文書として公開請求の対象としている】 ・記載あり→(3) エその他、どのような制度にもとづいて、、、→【働きかけの内容、a】
※4	千葉県	・記録対象者は、一定の要件を満たした県退職者。
※5	東京都	(3) ウのような制度にもとづいて、、、→aの他にbも該当する
※6	神奈川県	公開については、神奈川県職員等不祥事防止対策条例に基づく随時公表。当該記録情報のうち、神奈川県情報公開条例第5条に規定する非公開情報に該当する情報については、公開又は公表しない。
※7	山梨県	働きかけの記録は、不当または違法な働きかけのみならず、制度等の改善に資するものも含む。 FAX記載→(3) アもイも公開の有無が空欄で、どのような制度にもとづいてa。ウのどのような制度にもとづいてがa,d。dその他(公表要領によるホームページ掲載)
		・(2)【制定されている制度について、記録をするにあたって、不当・または違法な働きかけであることが要件となっていますか】の欄外に記載あり→採用等に関して県の職員に対し選考に関する職務上の行為をさせるように、又はさせないように働きかけを行うこと自体が、矛盾であることから、不当・違法な働きかけであることを要件とした。ただし、「選考等に係る制度等の改善に資する働きかけ」については、不当または違法な働きかけであることを要件とはしていない。
		(3) d その他(ホームページ掲載など)→山梨県人事委員会採用等に係る働きかけについての公表要領によりホームページ掲載
		退職後2年間は、県への営業活動を「自粛」することとしていることから、営業活動を受けた場合は記録することとしている。
		採用等に関し、県の職員に対し選考に関する職務上の行為をさせるように、又はさせないように働きかけを行う自体が不当であることから、不当・違法な働きかけであることを要件とした。ただし、「選考に係る制度等の改善に資する働きかけ」については不当または違法な働きかけであることを要件とはしていない。 ・問(3) アイウの『どのような制度にもとづいて、、、』はaの他にdも該当します。→d(記録票の概要を県のHPにおいて公表)
※8	島根県	(1)b「未制定」の回答の補足説明 「島根県公文書等の管理に関する条例」等の運用の中で対応している。
※9	高知県	(2) 別添の取り扱い要領に「働きかけ」についての定義を示し、それに従い判断しています。 →(3) ア→aただし、情報公開条例の非開示情報についての規定が適用される。 →(3) イとウ→ad(ホームページへの掲載 イ・ウのみ)
※10	仙台市	(3) 表『どのような制度にもとづいて公開するか、下記a~dからお選びください。』の欄は、アイウエ全て【c】特に規定なし。
※11	相模原市	(4) ②※令和2年7月より集計を始めたためデータなし。③※令和2年7月より集計を始めたためデータなし。
※12	新潟市	(1) について、条例の中に「特定要求行為への対応」として規定しています。 (3) について、条例の運用状況を毎年度公表することも条例で規定しています。
※13	京都市	(4)①②③の【うち、貴自治体職員による件数】について、公職者(国会議員、地方公共団体の議会の議員(本市の市会議員を含む。)、他の地方公共団体の長、上記議員等の秘書その他その活動を補佐する者又は国や他の自治体の職員)の総計。内訳については、計上しておりません。
※14	大阪市	(3) アイウは全て、【どのような制度にもとづいて、、、】の回答が【a.b】
※15	神戸市	公職者(県議会議員等含む)によるものを記載(本市議員のみの件数は記録していません) 令和2年度は現時点で集計未
※16	広島市	(4) 欄外記載→いずれの年度においても、件数の取りまとめはしていない。
※17	福岡市	(3) アイウ【どのような制度にもとづいて、】c→※必要があると認めた時は公表する
※18	熊本市	本市では、議員等(熊本市議会議員、国会議員、他の地方公共団体の長及び議員(過去にその職にあった者で現にその職にない者も含む。)、熊本市長の職にあった者)からの要望等を市長まで報告書により報告する制度を、平成30年3月19日から開始した。その後、令和2年(2020年)11月1日から議員等からの問合せ内容を、①要望、②問合せ、③その他に分類して集計するようにした。 このことから、令和元年度及び平成30年度については、分類して集計を開始する前であるため、件数は不明である。令和2年度(2020年度)に「要望」として把握したものは189件であり、そのうち本市議会議員からのものは176件であった。(2020年11月1日以降分)



※19	越谷市	「(3)記録事項と公開」の「公開の有無」については、越谷市情報公開条例における非公開情報に該当すれば、非公開といたします。
※20	金沢市	本市に対する要望等につきましては、要望等の処理に関する規程（平成18年金沢市訓令第1号）に基づいて処理しています。
※21	岐阜市	1 記録件数の「うち、貴自治体議員による件数」の項目ですが、「岐阜市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則」で定めた様式において、公職者等の区分として国会・地方議会の議員、他の地方公共団体の長、それらの職を退いたもの又は岐阜市職員であった者等として把握しておりますので、純粋な自治体議員による者としての数字ではありません。 2 条例施行前は、岐阜市政策提言、要望、要請等取扱要領（平成25年4月施行）の規定に基づき記録を実施していました。 3 条例の規定に基づき、毎年度運用状況について公表しており、その内容は提言、要望等記録表の作成件数及び提言、要望等を行った者の区分別件数等について ホームページで掲載しています。
※22	豊橋市	公開については請求があれば非公開事由以外は公開
※23	一宮市	記録制度としてはないが、カメラや通話録音装置を使用して一定期間記録し、必要に応じて対応する用意がある。
※24	豊田市	(2) ①の制度はなっている。②の制度はなっていない。 (3) ア公開の有無→①の制度が有、②の制度が無
※25	大津市	(3) については、当該要望等の記録を保管する所属が情報公開条例に基づく公開請求ごとに個別に対応している。 (4) の内数については、議員の種別ごとの集計をしていないため、不明である。
※26	吹田市	条例に基づく不当要求行為の件数について回答しています。
※27	枚方市	・ (3) ウとエの【公開の有無】欄に記載あり→【・部署別の職務の執行に対する意見・要望の件数・不当要求行為又は不当要求行為の概要・不当要求行為に対する対応措置の内容】 ・ (4) ①令和3年12月末に公表予定
※28	東大阪市	(1)上記で 【b未制定 の場合、今後、制定の予定、計画はありますか】 の回答は【未定】でした。
※29	姫路市	補足：(3)アにつきましては、一定の条件のもと（姫路市職員の倫理と公正な職務の確保に関する条例第12条第5項及び第6項）に公開いたします。
※30	松江市	・ 不当要求行為等があったと認められたときは、不当要求行為者に対し、文書で警告を行うこととしており、その際市民への公表等必要な措置を講ずることができると条例で規定している。 ・ また、情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、個別に対応する。
※31	倉敷市	記載あり→(3)ウのような制度にもとづいて、、、→【b(概要のみ)】
※32	高松市	記録事項については、情報公開条例に基づく公開請求の対象になりますが、同条例における非公開情報に該当すれば、非公開となります。
※33	高知市	(3)ウについては、「①契約業務に係るはたらきかけへの対応要領」のみ
※34	大分市	主体者の情報などの個人情報を公開するか否かは、その都度判断することとしている。

## 働きかけ記録制度調査 御協力のお願い

2021年6月11日

各都道府県知事 殿  
各政令指定都市長 殿  
各中核市長 殿

全国市民オンブズマン連絡会議  
事務局長 新海 聡

〒460-0002 名古屋市中区丸の内 3-7-9

チサンマンション丸の内第2 303

TEL.052-953-8052 FAX.052-953-8050

<http://www.ombudsman.jp/> office@ombudsman.jp

謹 啓

全国市民オンブズマン連絡会議では、2017年度に引き続き、自治体職員に対する「口利き・働きかけ」記録制度調査を実施し、集計結果については、来る9月25日、26日に米子市で開催する全国大会で報告を行う予定となっております。

大変恐縮ではございますが、アンケート調査にご協力をお願いしたいと存じます。事務処理の都合上、ご回答につきましては、6月30日（水）までに頂戴できれば幸いです。可能な限り、①直接フォーム <https://bit.ly/2T9Ojfq> パスワード  に入力してご回答ください。上記フォームは②全国大会ページ <https://www.ombudsman.jp/taikai> からリンクを飛ばします。③もしくは以下QRコードをご利用下さい。



上記フォームを利用できない場合は④FAX（052-953-8050）でご回答ください。

なお、2017年度以前の調査結果は <https://www.ombudsman.jp/kuchi> で読むことができます。

よろしくお願い申し上げます。

謹 白

働きかけ記録制度（2021年6月1日現在）に関する調査

自治体名 \_\_\_\_\_ ご担当者氏名 \_\_\_\_\_

ご担当者電話 \_\_\_\_\_

担当者メールアドレス \_\_\_\_\_

(1) 貴自治体職員に対する要望、働きかけ、「口利き」を記録に残す制度（条例、要綱、要領、規程、基準、指針、規則 等）を制定していますか

( ) a 制定済

制度の名称 ( )

施行年月 ( )

(例規集にない場合は、添付をお願いします。)

( ) b 未制定

今後、制定の予定、計画はありますか ( )

(2) 制定されている制度について、記録をするにあたって、不当・または違法な働きかけであることが要件となっていますか

( ) になっている

( ) になっていない

(3) 制度に規定されている記録事項ならびに公開の有無

	記録の有無	公開の有無	どのような制度にもとづいて公開するか、下記 a-d からお選びください。
ア 働きかけの主体者の情報			
イ 働きかけを受けた側の情報			
ウ 対応、措置等			
エ その他			

※公開の制度（複数の制度がある場合には、その旨選択してください）

a 情報公開条例に基づく公開

b 定期的または随時公表

c 特に規定なし

d その他(ホームページ掲載など)( )

(4) 上記の制度に基づく

①令和2年度における貴自治体職員に対して行われた要望等に関する記録の件数

( ) 件

うち、貴自治体議員による件数 ( ) 件

うち、その他の議員（国会議員・他の自治体の議員）による件数 ( ) 件

- ②令和元年度における貴自治体職員に対して行われた要望等に関する記録の件数  
（        ）件  
うち、貴自治体議員による件数        （        ）件  
うち、その他の議員（国会議員・他の自治体の議員）による件数（        ）件
- ③平成 30 年度における貴自治体職員に対して行われた要望等に関する記録の件数  
（        ）件  
うち、貴自治体議員による件数        （        ）件  
うち、その他の議員（国会議員・他の自治体の議員）による件数（        ）件

（5）働きかけ記録制度について、アンケートに記載したいことがあればご自由にお書き下さい。

ありがとうございました。

※出来る限り WEB フォームからの回答をお願い致します。